

令和元年度 第7回 自治推進委員会 会議録

開催日時	令和2年2月12日（水曜日） 午後7時00分・開会 午後9時00分・閉会
開催場所	湧別町文化センターTOM 研修室
出席委員等	委員 村田委員長、楨副委員長、斉藤（安）・横尾・北村・中原・渡邊・高野・鈴木・石田・斉藤（一）・工藤・菅原・出口各委員 オブザーバー 濱本総務課長、梅津教委社会教育課長
欠席委員等	入江委員
事務局職員	企画財政課：佐藤課長、西海谷主幹、近石主事
議題	(1) 第6回 自治推進委員会の会議録について （振り返り） (2) 自治基本条例に基づく各種制度について (3) 中間とりまとめについて (4) 今後の会議の進め方について (5) 先進地視察研修について (6) 次回会議日程について
会議の公開	公開
傍聴人の数	0名
提出資料	(1) 第7回 自治推進委員会議案 (2) 議会に関する資料集
その他	

1. 開 会

佐藤課長) ただいまから、第7回目の湧別町自治推進委員会を開催致したいと存じます。条例第5条第2項の規定では委員の過半数がなければ開催できないとなっておりますが、本日の出席委員は14名であり、委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議が成立していることをご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして、村田委員長よりごあいさつを申し上げます。

2. 委員長あいさつ

村田委員長) お晩でございます。令和2年となって初の委員会となります。答申に向けて忌憚のないご意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3. 議 題

(1) 第6回 自治推進委員会の会議録について(振り返り)

村田委員長) それでは、お手元にある資料に沿って会議を進めて参ります。

最初に、議題の(1)第6回自治推進委員会の会議録について確認したいと思います。事務局から簡単な説明を受け、前回の会議を振り返りたいと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

※事務局から配布資料と会議録の内容を説明する。

村田委員長) 「第8章 行政機関」、「第9章 行政運営」について振り返りたいと思います。

行政機関が果たすべき責務・課題、行政に対して意見しやすい環境づくりについて意見をお持ちの方ご発言をお願いいたします。

【主な意見】

- 行政に対して問題は感じていません。十分やっただいている様に感じています。
- 町民の意見を聞くことは議員さんの役目でもあると思います。最近、議員さんと話す機会がないので要望などの意見の吸い上げがないように感じます。農協役員の立場から言うと、農協では組合員と接して意見を吸い上げるようにと言われているので、議員さんも町民とふれあって、地元の催しに積極的に参加して意見を吸い上げてもらいたいと思います。
- 商工会女性部には議員さんもいるので直接話しやすい環境です。

- 仕事柄町長とは話す機会がありますが、仕事上のことも相談できる体制でありますし、話しやすい雰囲気の方だと思います。
- 湧別町の行政はよく頑張っていると思います。町民の意見にも耳を傾けてくれますし、知識についても国の規則等についてよく勉強していると思います。ですが、来客者に対する接客の雰囲気がもう少し明るくなくてもいいように感じます。高齢の町民が来たときには、手を休めて笑顔で話しかけてくれるような雰囲気になると良いのかなと思います。
- 以前に比べると役場に行きやすくなりました。雰囲気が明るくなったように感じます。

(2) 自治基本条例に基づく各種制度について

村田委員長) 議題の(2)自治基本条例に基づく各種制度について協議したいと思いますが、本日は「第10章 交流・連携」と「第11章 条例の見直し」に関する内容になります。「第10章 交流・連携」について事務局から説明を受けたいと思います。

※議案に基づき、事務局から説明する。

村田委員長) 「第10章 交流・連携」については、様々な課題の解決にあたっては、湧別町民の力だけではなく、国内外の様々な人々や団体との交流から得られる知識や情報を課題の解決に活かすこと。また、広域的な課題を解決するためには、国や北海道、他市町村との連携が必要になります。新聞に掲載されていましたが湧別町、遠軽町、佐呂間町がYESプロジェクトとして食文化の連携を実施しています。このような連携もこれから増えていくのかなと思います。湧別町が取り組んできた交流・連携についてご意見を伺いたいと思います。

- 交換留学に参加した子どもたちの意見を聞くと、日本国内にいたるだけではわからない文化や考え方に触れ、海外の同年代の子どもとも話をして視野が広がり、得るものは多いと聞きます。大人が行くより子どもが行くほうが吸収するものは多いと思いますので、交流は続けてほしいと思います。
- 広報紙に掲載されている留学した子どもたちの帰町後のレポートを見ると充実していて素晴らしい体験してきたことが書かれています。
- 留学に参加した子どもたちは、行く前と行った後では全然違って生き生きとしています。全然話さない子も帰ってきた後では話が止まらなくなる子もおり、成長して帰ってきますので有意義な事業だと思います。

村田委員長) 条文については問題ないかと思います。「第10章 交流・連携」

についてはここまでにしたいと思います。次に「第11章 条例の見直し」について事務局から説明を受けたいと思います。

※議案に基づき、事務局から説明する。

村田委員長) 自治基本条例は「まちの憲法」であり、最高規範に位置付けられています。ただいま事務局から説明がありましたように、この条例に基づく制度が的確に運用されているか、今の時代に合っているかを自治推進委員会で点検することについて記載されています。

ここでは条例の見直しの必要性や自治推進委員会の役割についてご意見を伺いたいと思います。

【主な意見】

- 条文については問題ないと思います。
- 主な取り組み事項に「庁舎内関係課による検討会議を設置し、これまでの取り組みを検証」とありますが、検討会議は設置されているのでしょうか。⇒関係課を事務局で選定し検証作業は実施しましたが、組織規定がないので事務局としては庁舎内組織として対象者を明確にした組織規定を設けたいと考えています。(佐藤課長)

村田委員長) 委員会としての役割が条例に定められていますが、今まで感じたことなどについてご意見を伺いたいと思います。

- 委員会として条例の検証については問題ないと思いますが、そこまで古い時代にできた条例ではないので大きく変わることはないと思います。1期、2期と検証をしてきて3期目にも同じように検証するのでしょうか。
- 私たちが任期を終えて違うメンバーになったときに、この検証を経験することは必要だと思います。条例について多くの人が話し合って共有し、考える機会を広げることが大事なのかなと思います。

村田委員長) 新しい目で見ることと、4年経てば時代が変わってくることもありますので、検証することは必要だと思います。続くものもあれば見直しをかけなければならないものも出てきますので、それを検証するのが自治推進委員会の役目であります。

ここで10分間の休憩にさせていただきたいと思います。

※休憩 午後8時5分から15分まで

(3) 中間とりまとめについて

村田委員長) 再開いたします。ただいま審議していただきました「第11章 条例の見直し」をもって基本条例に書かれているすべての条文について審議が終了したことになります。中間の取りまとめとして、これまでの審議の確認をしたいと思います。このことについて事務局から説明を受けたいと思います。

※議案に基づき、事務局から説明する。

村田委員長) 事務局から説明がありましたように、これまで7回にわたり条例を点検した結果、見直しが必要な条文は、公職選挙法の改正に伴い、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上へ引き下げされたことに伴って第13条5項の改正が必要になってきます。このこと以外の改正も含めて皆さんからご意見をいただきたいと思います。解説書や運用面でもお気づきの点があればご意見をお願いいたします。

【主な意見】

- 年齢の引き下げだけで答申するのは恥ずかしいと思います。これまで出た意見を洗い出して、答申するための議論を交わしていく必要があると思います。また、町民参加や協働がうたわれている中で町民の意識の問題を解決する案も出さなければならないと思います。

村田委員長) 提言をまとめるにあたり、第1期では条文の改正までは踏み込めませんでした。条例は練って練って作り上げたものですので、改正する箇所もなかなか見つからないのが現状です。ですが運用面の提言については、これまでも意見は出てきたと思います。

- これだけやって条文の改正案が出てこないということは、この条例が素晴らしいのではないのでしょうか。
- 例えば自治基本条例は町民に対する基本条例ですが、議員に対する基本条例を作っても良いのではないだろうかといったことを文言に付け加えることはできると思いますし、中身自体は大きくは変わらなくても、追加したり削除したりはできると思います。会議の意見を話の中で終わらせないで、次回に集中して議論すべきこととして形にして残して議論を進めていかなければ今後の委員会としても厳しくなっていくと思います。

佐藤課長) 今日まで時間をかけて条例の1章から最終章まで議論していただきました。これから答申に向けて今後の会議が進められていくこととなります

が、初回でも申し上げたとおり、委員会の役割としては条例の内容について時代にそぐわないものがあれば文言の修正や取り組みと整合性が取れていないものがあれば表現を変えることなどを皆さんで審議していただきたいとお願いしていました。その中で特に時代にそぐわないものとして、先ほど申し上げた公職選挙法と民法の改正がなされることで条文との整合性が取れなくなるものの1つとして記載させていただいています。

次回につきましてはこれまでの会議録と解説書を読み込んでいただいご意見をいただきたいと思います。

また、第2回会議の中で第1期の答申書を議案としてお配りしています。前回答申したものが反映されているかどうか審議していただければと思います。

(4) 今後の会議の進め方について

村田委員長) 今後の会議の進め方について事務局から説明を受けたいと思います。

※議案に基づき、事務局から説明する。

村田委員長) ただいま事務局から説明がありましたけども、今後の会議の進め方については、これまでの会議録からポイントを精査して皆さんにお示ししたいと思います。答申に向けて条文だけでなく、解説書についても審議していきたいと思いますが、進め方についてはよろしいでしょうか。

【主な意見】

- 自治基本条例が時代に合っているかという議論が続いてきましたが、良くできた条例で変えるべき部分はないのかなと思っています。委員会の審議の結果として改正がなくても審議した結果であって、委員会の役割は果たしていると思います。
- 他市町の条例名を見ると「自治基本条例」と「まちづくり基本条例」の2パターンありますが、湧別町が「自治基本条例」にした経緯を教えてください。「まちづくり基本条例」の方が、くだけていて敷居が低く、町民もわかりやすいように感じます。
⇒条例制定時に議論しました。他の町はまちづくりの体制が先にあって条例を作るという段階を踏んでおり、まちづくりに携わった人達が条例にも関わり「まちづくり基本条例」という名前を付けていました。湧別町はまちづくりの体制がない中でルールを作ろうという経緯で「自治基本条例」となり、そのままの状況です。詳しい経緯は調べておきます。(榎副委員長)

(5) 先進地視察研修について

村田委員長) 先進地視察研修について事務局から説明を受けたいと思います。

※議案に基づき、事務局から説明する。

村田委員長) 先進地視察研修については実施する方向で進めていきたいと思っています。視察先等については次回の会議で決定することとします。この件についてご質問はございますか。

【主な意見】

○ 具体的にはどのようなことを視察するのでしょうか。

村田委員長) 前は美幌町を視察しました。湧別町と同じように自治推進委員会を作り条例の検証を進めていました。会議・議論の進め方などについてお話をさせていただいて参考になるところを取り入れさせていただきました。

(6) 次回会議日程について

村田委員長) 4月中旬から下旬を目途に開催させていただきたいと思います。時間も同じく午後7時で開催したいと思います。副委員長さんと相談しながら調整させていただいて後日決定してお知らせしたいと思います。よろしく願いいたします。

(7) その他

村田委員長) その他として皆さん所属の団体からのお知らせはありますか。

※委員からのお知らせなし

佐藤課長より

- ・各団体に協力を得て開催していましたが第35回記念クロスカントリースキー大会は雪不足のため中止が決定しました。準備を進めていた団体もあろうかと思いますが、申し訳なく思っております。来年もご協力をよろしく願いいたします。
- ・昨年10月に合併10年の節目を迎え、より一層町民の一体感を強くするため、町民全体で参加するチャレンジデーに取り組んでいきたいと思っております。個人、団体、自治会など、どのような形でも参加でき、継続して15分以上の運動をした住民の参加率を自治体ごとに競うものです。ぜひとも地域、団体をあげて参加していただきたいと思います。
- ・旭川紋別自動車道が今年の12月21日に遠軽ICが開通しました。そ

これから上湧別に向けての約11km間が計画段階に入り、有識者に複数の案を検討いただくため、関係する住民にアンケート調査が実施されます。本町においては全世帯が対象となりますので、早期実現のためアンケート調査にご協力をお願いいたします。

4. 閉 会

村田委員長) 本日の会議はこれで閉じたいと思います。ご協力ありがとうございます。

終了：午後9時